

意見陳述書（3） 辰巳創史

第2 被告が放送受信契約に基づき、原告らに対して放送法4条1項及び国内番組基準を遵守して放送する義務（債務）を負っていることについて述べます。

1 放送受信契約は継続的な有償双務契約です。

- (1) 放送受信料は、現行法上、私人間の契約に基づく債権と構成されており、特殊公法的権利として立法されているわけではなく、民事訴訟手続に基づき権利を実現することを要し、滞納処分のような特別の制度は設けられていません。
- (2) 放送法64条は、第1項で受信契約のことを「その放送の受信についての契約」と表現しており、第2項で受信料の徴収原則を規定しています。このことは、受信と受信料に対価性があることを当然の前提としているものと解されます。
- (3) また、日本放送協会放送受信規約の13条2項は、「地上系によるテレビジョン放送を月のうち半分以上行なうことがなかった場合は、特別契約を除く放送受信契約について当該月分の放送受信料は徴収しない」と規定しています。

これは、受信料を支払うに見合うだけの放送と受信がなかった場合には、受信料を徴収しないということを意味しており、NHK自身が受信と受信料の支払いに対価性があることを認めています。

- (4) また、消費税法でも、放送受信料は、全額が「対価」として消費税課税対象となっています。

放送受信規約の第5条でも、「放送受信契約者」は、「放送受信料（消費税および地方消費税を含む。）を支払わなければならない。」と定めており、NHKは自ら、放送受信料が消費税課税対象であることを認めています。

(5) 以上より、放送受信契約の法的性質は、受信の対価として受信料を支払うという継続的な有償双務契約と解されます。

2 放送法4条と同一内容の国内番組基準を被告自身が定めていることについて述べます。

放送法5条は、第1項において番組基準を定めること及びこれに従って放送番組の編集をすべき義務を定め、第2項において、国内放送等について番組基準を公表すべき義務を定めています。

受信契約者は、公表された国内番組基準に従って編集された番組が放送されることを当然に期待するのであり、放送法は、実際に放送された放送番組について、受信者側によるチェックを予定しているといえます。

その意味で、受信契約者に対する関係では、「国内番組基準に従って編集した放送番組を放送すること」は、放送事業者の義務の内容となっています。

そもそも、番組基準は放送事業者が自ら定めるものであるから、これを遵守すべき義務のあることは、いわば当然であり、合理的根拠なくこれに違背することは許されません。

言い換えれば、契約の一方当事者が自らに課した基準を、自ら合理的根拠なく破った場合、契約違反となります。

以上により、放送事業者は、自ら定めた番組基準を遵守すべき法的な義務を負うこととなります。

3 放送受信契約書によっても放送法4条の遵守が合意されていることについて述べます。

NHKが作成している放送受信契約書の様式には、「放送法、放送受信規約により放送受信契約を締結します。」の項目が印字されており、新規の受信契約者はその項目に○印をつけてNHKに提出し

ています。原告らがNHKに提出した放送受信契約書も同様です。

原告らは、NHKとの間で放送受信契約書を締結していますが、NHKが放送法を遵守するものと信頼して、放送受信契約書を提出しています。NHKも、放送受信契約に当たり、受信契約者に対し、本件項目に丸印を求めることにより、放送法、放送受信規約を遵守することを約束しているのです。

このように、被告が放送受信契約に基づき、原告らに対して放送法4条1項及び国内番組基準を遵守して放送する義務（債務）を負っていることは明らかです。

4 倫理規範説、特殊な負担金説に対する反論（タイトルは読まない）

以上に対し、被告NHKは、放送法4条は法規範性を有しない倫理規範である、放送受信料の法的性質は特殊な負担金であり、仮に対価的性質があるとしても、従たるものに過ぎないと主張しています。

しかし、以下に述べるとおり、いずれも誤りです。

(1) まず、倫理規範説が誤りであることについて述べます。

先日の法定で証言した稲葉一将名古屋大学教授は、①一般に、国家制定法である放送法が倫理規範であるという理解の仕方は、そもそも無理な法解釈であること、②総務省は、放送法4条1項各号が法規範性を有するという実務解釈をしていること、③倫理規範説は、特殊日本的な議論であることに加えて、その射程が独任制の総務大臣による不利益処分の実体的限界に限られており、一般性を有しない議論であること、④放送法4条1項を削除することを、放送局の株主でもある新聞社が望んでいない現状があることから、倫理規範説は誤りであると明確に断じています。

その上で、稲葉教授は、放送法4条1項各号が法規範性を有しており、かつ、主権者あるいは個々の放送受信者が総務大臣の放送法

解釈を信任できないとすると、個々の放送受信者が直接、NHKに対して放送法4条1項各号の遵守を請求できなければならないと結論付けています。

(2) 次に特殊な負担金説が誤りであることについて述べます。

「特殊な負担金」という用語は、昭和39年9月に出された臨時放送関係法制調査会の答申において初めて使用された用語であり、法制化された用語ではなく、一般的な法律用語でもありません。

すなわち、「特殊な負担金」は、答申において、受信料について租税ではない（NHKが強制徴収の方法を有しない）ことを示す用語として使用されたものにすぎず、受信料がNHKの放送に対する対価的な関係にあることを否定する性質の用語ではありません。

したがって、「特殊な負担金」であるという理由で、受信料の対価性を否定するNHKの主張は、失当というほかありません。

5 小括

以上より、被告が、放送受信契約に基づき、原告らに対して放送法4条1項及び国内番組基準を遵守して放送する義務（債務）を負っていることは明らかです。